

	(現行)			(改訂案)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
2. 有価証券の分類方法	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						
(3) 時価評価の対象となっていない有価証券（満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式及び時価が把握できない其他有価証券）	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
② 株式	株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とする。	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないかを検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。	(注) 帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日日本公認会計士協会）を参照。	株式については、原則として、以下のイ～ハの区分に応じて分類を行う。 イ. 非分類株式 次の株式については、原則として、帳簿価額を非分類とする。 (イ) 政府出資のある会社（ただし、清算会社を除く）の発行する株式 (ロ) 格付機関による直近の格付符号が「BBB（トリプルB）」相当以上の債券を発行する会社の株式 ロ. 子会社・関連会社株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 時価又は実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 時価又は実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、時価又は実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額について、原則として、Ⅱ分類とする。	株式について、左記に掲げるとおり、分類されているかを検証する。 適正な時価又は実質価額が把握されているかを検証するとともに、下記により減損処理の対象となるものがないかを検証する。 なお、実質価額については、原則として、株式の発行主体の資産等の時価評価に基づく評価差額を加味して算出しているかを検証する。 <u>デット・エクイティ・スワップにより取得した株式の帳簿価額については、「デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成14年10月9日企業会計基準委員会）に基づいて適正に評価されているかを検証する。</u>	(注) 帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とする場合には、「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成13年4月17日日本公認会計士協会）を参照。

	(現行)			(改訂案)		
項 目	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考	自己査定基準の適切性の検証	自己査定結果の正確性の検証	備 考
	ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。 ハ、その他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅡ分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。			ただし、この場合において、当該株式の時価の下落期間等又は実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と時価又は実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。 ハ、その他有価証券の株式（上記イに該当する株式を除く。） ① 実質価額が帳簿価額を上回っている場合は、帳簿価額を非分類とする。 ② 実質価額が帳簿価額を下回っている場合は、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅡ分類とする。 ただし、この場合において、当該株式の実質価額の低下状況等に基づき、実質価額相当額を非分類とし、帳簿価額と実質価額相当額の差額に相当する額をⅢ分類とすることができるものとする。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)